

## 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 6 年 8 月 19 日

全国健康保険協会埼玉支部  
支 部 長 榎 原 章 統

### 1 企画競争に付する事項

レセプト点検事務研修業務委託

### 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
  - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者。
    - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
    - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
    - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
    - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
    - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
    - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 令和 3 年度～令和 5 年度に、レセプト内容点検に関する研修実績があること。

(10) 研修の講師は、保険者点検としてのレセプト内容点検に十分な経験（10年以上）があり、かつ令和3年度以降にレセプト点検員等に対して具体的な指導や研修講師の経験があること。

### 3 契約候補者の選定

「企画競争募集要領」、「仕様書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

### 4 企画競争募集要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和6年8月19日（月）から9月5日（木）まで

(2) 場所 さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター16階  
全国健康保険協会埼玉支部企画総務グループ 担当：村井  
TEL：048-658-5918 FAX：048-658-6062

### 5 企画募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(1) 受付先 （競争参加資格に関すること）

全国健康保険協会埼玉支部企画総務グループ担当：村井  
TEL：048-658-5918 FAX：048-658-6062

（仕様書に関すること）

全国健康保険協会埼玉支部レセプトグループ担当：桑原・加治屋（カジャ）  
TEL：048-658-5914 FAX：048-658-6062

(2) 受付期間 令和6年8月30日（金）15時00分まで

(3) 回答 令和6年9月2日（月）までに電話もしくはFAXにて行う。

### 6 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和6年9月5日（木）まで

(2) 提出先 全国健康保険協会埼玉支部レセプトグループ担当：桑原・加治屋（カジャ）  
TEL：048-658-5914

(3) 提出方法 直接提出（持参）または郵送とする。

**※郵送の場合、上記期限までに必着とする。**

### 7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

### 8 その他

詳細は、「企画競争募集要領」および「仕様書」による。